

1. 事業名

ALPS 処理水に係る情報発信等事業（令和 7 年度）

2. 事業目的

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）の廃炉・汚染水・処理水対策は、世界にも前例のない困難な事業であり、様々な対策が講じられている。

令和 5 年 8 月、敷地内に貯蔵される多核種除去設備等処理水（以下、「ALPS 処理水」という。）の海洋放出が開始されたところ、風評影響を抑制する観点から、引き続き、風評影響の把握や ALPS 処理水及びその海洋放出の安全性に関する情報発信を含む風評対策を行うことが極めて重要である。

本事業は、こうした政策目的を実現するため、必要なデータの収集・分析や ALPS 処理水に関する科学的根拠に基づく情報を発信する取組等を実施するものである。

3. 事業内容

上記目的の達成のため、主に以下の業務を実施する。なお、実際に業務を実施するに当たっては、本紙に記載の内容にとどまらず、公益財団法人水産物安定供給推進機構（以下、「基金設置法人」という。）及び資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室（以下、「担当課室」という。）と相談の上、最も効果が高いと考えられるものを機動的に実施することとする。

（1）プッシュ型の情報発信

ALPS 処理水及びその海洋放出の安全性について、WEB 広告（バナー、動画等）、新聞広告等様々な媒体を活用し、情報を発信する取組を実施する。具体的には下記業務を実施することとする。

① 広報戦略及び広告展開スケジュールの作成

情報発信における基本的な考え方・方針を明示し、事業を効果的に行うための広報戦略及び広告展開スケジュールを作成し、進捗管理を行うこと。

② 広報コンテンツの作成・発信

（1）①において作成した広報戦略に沿って、効果的な発信が可能な媒体を選択したうえで、コンテンツを発信すること。

なお、新規作成したコンテンツ（記事広告等）については、可能な限り令和 4 年度に新設した特設 WEB サイト※₁にも掲載すること。（コーディング等は担当課室において実施するため不要。サーバー構築・運用も不要。）

なお、新聞広告・デジタル広告の実施に当たっては以下の点に留意すること。

○新聞広告の実施

福島県及びその近隣県（岩手県、宮城県、茨城県）の地元紙において、ALPS 処理水に係るモニタリングの結果等について定期的に広告（合計全 40 段程度を想定。例えばカラー広告 15 段を 2 回、モノクロ 5 段広告を 2 回など）を掲載（必要に応じて各県の魅力を発信する内容も併せて掲載）すること。最終的な掲載紙、掲載日の詳細については担当課室と相談の上、確定することとする。

○デジタル広告の実施

Yahoo! JAPAN を活用し、トップ面に 800 万 vimp 以上の配信（遷移先は特設 WEB サイト内のページ又はコンテンツ（主として「ALPS 処理水に係るモニタリング」のページ※₃）を想定）を行うこと。その際、広告を掲載する面に注意すること。

YouTube を活用し、過去作成した動画※₄について、「YouTube Select Core スキップブル動画広告（ターゲティングなし）」に 200 万 imp 以上の配信を行うこと。Yahoo! JAPAN 同様に広

告を掲載する面に注意すること。

Yahoo!JAPAN・YouTube とともに広告配信のスケジュールや出稿金額については事業進捗に沿って担当課室が主導的に設計できるよう、柔軟性を持った計画とすること。

※1 特設 WEB サイト：令和4年度に作成した「みんなで知ろう。考えよう。ALPS 処理水のこと（知ってほしい5つのこと）」のこと。

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps.html

※2 （参考）過去作成した新聞広告：下記ページにおける「新聞広告・折込チラシ等」

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/contents/

※3 「ALPS 処理水に係るモニタリング」のページ

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/monitoring/

※4 過去作成した動画：下記ページにおける「解説動画(知ってほしい5つのこと)」のこと。

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/contents/

③ その他、上記以外でも効果的だと思われる情報発信施策について実施すること

（2）ALPS 処理水による風評影響調査

ALPS 処理水による風評影響の継続的把握のため、必要なデータの収集・分析等を実施する。具体的には下記業務を実施することとする。

① 調査計画の策定と調査の実施

以下の内容を考慮しながら、担当課室と相談の上、調査するデータの種類及び収集頻度・方法、収集したデータの分析手法（どのように状況の変化（データの変動等）や風評を把握するのか）、全体スケジュール等について検討し、事業期間（～令和8年3月31日）における調査計画を策定すること。また、策定した計画に基づいて調査を実施し、定期的に必要なデータを随時担当課室に提供すること。

報告の頻度や方法については担当課室と相談の上決定すること。

◆ 対象業種は、漁業、農業、商工業（観光業含む。）、加工・流通・小売業（食品輸出事業者を含む。）。
（その他必要に応じて対象業種を追加的に選定）

◆ 対象は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県を中心とする、全国の都道府県、及びその取引先となる海外諸国。

（対象都道府県については調査する内容を勘案し、担当課室と相談の上、確定すること）

◆ 卸売価格動向調査、輸出動向調査、観光動向調査、メディア分析を主な実施内容とすることを想定。

なお、事業期間中は、メディア等に掲載される ALPS 処理水の処分に係る風評に関する情報やその他調査計画策定後に生じた状況変化等を踏まえ、担当課室と相談の上、必要に応じて調査体制の見直しを行うこと。

② 調査で得られた情報の分析・対応策及び次年度計画の提案

（2）①において実施した調査の結果を分析し、必要に応じて、以下の提案を行うこと。

◆ 買い叩き・買い控え等への具体的な対応策や発信すべき内容の重点化等

◆ 次年度以降の風評影響把握のあり方（構築すべき体制や調査の計画等）

（3）報告書の作成

事業の成果について、報告書を取りまとめたうえで、基金設置法人に納入すること。